

移動等円滑化取組計画書

令和 6年 6月 30日

住 所 大阪府西区西本町一丁目4番1号

事 業 者 名 関西エアポート株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 山谷 佳之
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1)旅客施設の整備に関する事項
当社が管理する関西国際空港第1・第2ターミナルビル、大阪国際空港は、移動等円滑化基準に適合しているが、今後、利用者数増加が見込まれており、より高い水準のバリアフリー化を目指す。
- (2)旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
- ①お客様にスムーズに空港をご利用いただくため、空港をご利用いただく前から利用時まで様々な情報を提供すべく、HPや館内の音声情報の可視化等の改善を行う。
- ②お客様にわかりやすい案内表示等のハード整備（ユニバーサルデザイン）に加え、航空会社や商業施設などの空港内事業者等とも協力し、人的な支援の充実を図る。
- ③今後、大阪万博により世界中から多くのお客様が関西に集まることから、お客様の立場にたった対応が可能となるよう社員および空港内事業者に対して教育、訓練等を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 旅客搭乗橋 ・ 手摺 ・ エレベーター	・ 搭乗橋更新に合わせ、段差のない搭乗橋を導入する。関西国際空港第1ターミナルビルは2024年度は13基改修予定。大阪国際空港は2024年度5基改修予定。 ・ 2021年度～実施中のT1リノベーション工事において、改修する階段の、二段手摺化を実施中。（関西国際空港） ・ 2021年度～実施中のT1リノベーション工事において、ウイング先端エリアの到着動線にエレベーターを新設中。（関西国際空港）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
保安検査場におけるバリアフリー対応の向上	関西国際空港、大阪国際空港において、航空会社と連携の上、保安検査場における聴覚障がい者等対応のため筆記用具による筆談対応を継続する。
旅客搭乗橋と航空機の段差対応	関西国際空港において、航空会社と連携の上、旅客搭乗橋と航空機における段差解消については、専用の器具を常設する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港を利用する他事業者との連携	航空会社、空港内事業者との連携強化を行い、人的な支援の充実と継続的な機器による移動支援を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブアクセシビリティの改善	KAPが管理する公式WEBサイトについて、WCAG2.0 レベルA準拠を継続する。(2021年度～)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客研修の実施	職員に対して国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発キャンペーンへの参加	国土交通省が実施する啓発キャンペーンに参加し、マナー啓発のための掲示を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・航空会社や交通事業者と、それぞれに寄せられた、航空機、空港、交通機関に関する障がい当事者等の意見を集約・共有する。 ・担当部署を中心に確認と評価を実施する会議を開催する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。